

Title	国際法学説における「ウェストファリア神話」の形成(一) : 一七世紀後半から一九世紀の「国際法」関連文献の検討を通じて
Sub Title	The birth of the "Westphalian Myth" in the history of international legal studies (1)
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2007
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.80, No.6 (2007. 6) ,p.1- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20070628-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際法学説における「ウェストファリア神話」

の形成（二）

——一七世紀後半から一九世紀の「国際法」関連文献の検討を通じて——

明 石 欽 司

序論…問題の所在

第一章 一七世紀後半の「国際法」関連文献における「帝国」及びウェストファリア条約

第一節 プーフエンドルフ

(一) 『自然法及び国際法論』（一六七二年）

(二) 『ドイツ帝国国制論』（一六六七年）

1 『ドイツ帝国国制論』における「帝国」とウエスト

ファリア条約

2 『ドイツ帝国国制論』におけるプーフエンドルフの

意図

——“*irregulare aliquod corpus et monstro si-*

mle”を説いて——

(三) 評価

第二節 ラッヘル…『自然法及び国際法論』（一六七六年）

第三節 テクスター…『国際法要論』（一六八〇年）

第四節 ズーチ…『フェーキアーリスの法と裁判』（一六五〇年）

第五節 第一章のまとめ……………（以上本号）

第二章 一八世紀の「国際法」関連文献における「帝国」及び

ウエストファリア条約

第一節 ドイツの諸学者

(一) グントリンク

(二) ヴォルフ

(三) モーザー

1 国際法関連著作

- (a) 「帝国」への言及
- (b) ウェストフアリア条約への言及

- 2 『ドイツ対外公法』(二七二二年)及び『ドイツ近隣公法』(一七七三年)

- 3 『帝国宮内法院の活動からのウェストフアリア条約の解明』(二七七五/七六年)

- 4 帝国国制関連著作
- 5 評価

- (四) グラフアイ
- (五) ギュンター

- (六) マルテンス
- 第二節 ドイツ外の諸学者

- (一) バインケルスフーク
- (二) ヴァッテル

- 第三節 一八世紀「国際法史」研究におけるウェストフアリア条約

- (一) マプリー
- (二) ワード
- (三) コッホ

- 第四節 第二章のまとめ……………(以上八〇巻七号)
- 第三章 一九世紀国際法関連文献における「帝国」及びウェストフアリア条約

- 第一節 一九世紀初頭のドイツにおける若干の国際法概説書
——ザールフェルト・シュマルツ・クリューバー——

- 第二節 一九世紀初頭のドイツ外の国際法関連文献

- 第三節 ホイートン
- 第四節 一九世紀中葉以降の国際法関連文献

- (一) ドイツ内の諸学者による著作
- (二) ドイツ外の諸学者による著作

- 1 英米系の諸学者
- 2 フランス系及びその他の諸学者

- 第五節 第三章のまとめ……………(以上八〇巻八号)
- 結論……………

序論…問題の所在

ウェストフアリア条約⁽¹⁾締結三五〇周年に当たる一九九八年及びその前後には幾つかの国際シンポジウムが開催され、あるいは新たな研究成果が多数公刊されるなどして、同条約を巡る研究は、ドイツ国制史や欧州近世史のみならず国際法史研究においても最盛期を迎えたかの状況にあった⁽²⁾。そして、恐らくはその流れの中で、一九九〇年代末以降複数の論者によって「ウェストフアリア神話」に対する批判が提起されている。

「ウェストファリア神話」とは、国際法学（及び国際関係論）研究者にとって、「近代国際法（及び近代的国家間関係）が一六四八年のウェストファリア条約から始まる」という共通理解が存在し、その共通理解が、それ自体の正しさは問題とされることなく、諸々の議論の前提とされているという現象を指すものと言つてよいであろう。また、この共通理解は、欧州における主権的近代国家やそれら近代国家の並存体制（ウェストファリア・システム）が同条約によつて確立されたとする理解でもある。これに対する批判者は、主としてこの共通理解が同条約と同条約締結当時の欧州社会の実態を正しく反映していないという点を問題とするのである。

ウェストファリア条約を巡る「神話」に対して、筆者（明石）は、既に一九九〇年代前半に「ウェストファリア条約の」内容は極めて多様な事柄を規律対象としており、単純な評価を許すものではなく、「或る点については同条約以前の制度・実行を追認したのみとも評価されるし、その他の点については確かに通説的見解を確認するものと言える」として、異論を唱えていた。⁽³⁾ また、同時期には、クラスナー（S. D. Kraemer）も、国際関係論におけるウェストファリア条約に関する「伝統的見解」（the conventional view）に対して、それが誤りである旨の議論を展開していた。⁽⁴⁾ 更に、ツィークラー（K. H. Ziegler）は、一九九九年に発表された論文において、近代国際法がウェストファリア条約をもつてまたはその後発生するという見解が一九世紀において支配的であり、二〇世紀にまで影響を及ぼしていることを認めつつも、そのような見解がその間に古めかしいものとなつていくことを指摘した。⁽⁵⁾ その他にも、マレットケ（K. Malletke）は、一六四八年から一八世紀後半までの諸条約におけるウェストファリア条約の地位を巡る問題と同条約の基本原則、「欧州秩序」が実在したか否かを論じようとしていた。⁽⁶⁾

ところが近年（特に、二〇〇〇年以降）に「ウェストファリア神話」に対する徹底した批判を展開する論考が登場している。例えば、ポーラック（S. Beaulac）は、二〇〇〇年に発表された「ウェストファリアという法的

正統—神話か現実か？」と題された論考の冒頭で「国際公法において、欧州における三十年戦争を終了させた一六四八年のウェストファリア条約が我々の国家システム (our state system) の発展におけるパラダイム・シフトを構成するとの通説 (orthodoxy) よりも偉大な通説は存在しないであろう」と述べ、「ウェストファリア講和会議が」固有の区分された政治体 (distinct separate polities) が主権的、即ち、比較的明確に限定された領域に對して絶対的且つ排他的管理及び権能を享受すること、となった場であるとみなされている」(7) 内は明石以下同様)、或いは「同条約は」それ以降国際法の中核に存在し続ける諸国家の主権的平等という原則に捧げられてきたと言われる(8)として、「神話」の内容を紹介した上で、次のように論ずる。「ウェストファリアの法的正統性 (the Westphalian legal orthodoxy) は神話であるのか、或いは現実であるのか？ 本稿の仮説は、圧倒的に受容された見解とは異なり、一六四八年は欧州における権威の多層的システムの最終章ではないというものである。そして、それはどちらかといえば、固有の区分された政治体が独立 (それはウェストファリア講和の遙か後になってやっと達成されたものである) を通じてより大きな力を求めた一例を構成するに過ぎないのである」(9)つまり、ポーラックは「ウェストファリアの法的正統性」を神話であつて、現実には存在しなかったものとしているのである。

また、オツィアンダー (A. Oslander) は、二〇〇一年に相次いで公刊した二つの論考において、主として国際関係論分野における「神話」問題について次のような議論を展開している。

その一つでオツィアンダーは、近年の国際関係論研究者が「ウェストファリア神殿の柱は崩壊しつつあるのか」(10)、或いは「我々は」ウェストファリアを超えつつあるのか(11)といった問題提起を行つていることの前提にあるものは「大部分が想像的な過去」でしかないとし、「ウェストファリアに関する受容された国際関係論の言説 (IR narrative) は神話である」とを示すという同論考の意図を明らかにしている(12)。そして、「神話」を巡る

多様な観念を、主として一七世紀におけるそれらの観念の実態と照合させながら検討した後に、彼は次の諸点を指摘している。即ち、「現在理解されているような主権は一七世紀にまで遡るものではないこと、それにも拘らずその当時、自治的な活動主体 (autonomous actors) 間の関係は (現在の意味における) 当該観念 [即ち、主権] の発明を待たずしても完全に可能であったこと、したがって必ずしも覇権的支配や (その言葉の日常的な意味において) 帝国へと導くことなくそれら活動主体の自治 (autonomy) の程度は (部分的にはそれら自身の選択により) 著しく相異なり得たこと、その結果として帝国と主権という二元論は誤りであること、一方で個々の活動主体の専制 (autarchy) の程度は低く、他方で境界を越えた社会的連携の程度は高いことは、制度化された協力関係のより精巧な形態を産み出すであろうこと、そしてこのことは「ウェストファリア条約よりも」以前に生じたのであって、革命的な新しい現象ではないこと」である。⁽¹³⁾

この論考が言わば一六四八年の時点における欧州の国家像に焦点を当てた「神話」批判であるのに対して、オツィアンダーのもう一つの論考は別の視点からの「神話」批判と解することができる。即ち、この論考は「旧体制期の欧州 (ancien régime Europe) を二〇世紀からの視点からではなく、一四世紀の視点から検討する」⁽¹⁴⁾ものではあるが、それは中世から近代への移行過程それ自体とそこにおける国家の在り方を論ずることによる「神話」批判となっているのである。

同論考の冒頭において彼は次のように「神話」の内容を提示する。「国際関係論において、中世から近世 (the early modern period) への欧州文明の移行はまた俗界の単一の最高統治者 (皇帝) というシステムから複数の最高統治者というシステムへの遷移でもあるということは、議論のないもののように思われる。このことは、三十年戦争はキリスト教世界に対する皇帝の宗主権 (sovereignty) 及び覇権という『中世的』観念と独立した『主権的』な諸国家により構成されるシステムという『近代的』観念との間の闘争であり、それは後者の勝利を正式に

記す一六四八年講和により終了するという普遍的な見解を、含意する。」その上で、彼は次のように断ずる。「ウエストファリア条約に関するこの解釈は真実からほど遠い。しかし、より一般的には、そのようなものとして承認されている皇帝の（実際の、または少なくとも主張された）優越から複数の主権国家への移行という概念の総体は神話である。中世の諸皇帝は他者により保持された諸王国に対して何らの権力も行使しなかっただけでなく、そのような権利は何ら存在しないと主張されたのである。」⁽¹⁵⁾

以上とは別に、「神話」に含まれる「主権」概念についての再検討を進めるソーレンセン (G. Sørensen) の論考⁽¹⁶⁾や、同じく主権に関して政治思想的側面から「神話」批判を行ったファゲルソン (D. Fagelson) の論考⁽¹⁷⁾も挙げられる。(尚、『ウエストファリアの亡霊の除去』(Exorcising the Ghost of Westphalia)と云う題名により、一見「神話」批判を予測させる著作もあるが、著者の意図は兎も角として、同書は実際には「神話」に回帰している。)⁽¹⁸⁾

以上に瞥見した「神話」批判は、批判自体としては正當なものであると思われる。しかし、そこには少なくとも二つの問題点が存在している。一つは、それらの批判が、先行する国際法史研究者や、歴史研究者、特にドイツ国制史研究者による研究成果をどの程度咀嚼した上で、提起されているのかという問題点である。他は、「神話」は批判されるべきものであるとして、それでは、何時そしてどのようにして「神話」は受容されてきたのかという問題が意識されていない点である。

第一点については、各論者により相異は存在するものの、総じて現在の国際法や国際関係論分野における論考のみを批判の対象としているように思われ、「ウエストファリア神話」を克服しつつある他分野の先行研究には目が向けられていないと判断される。⁽¹⁹⁾この問題点の克服については、参照すべき先行研究の膨大な量を考えるならば、別の機会に譲らざるを得ない。

本稿が考察の対象とするのは第二点である。この点に関しては、オツイアンダーは、「国際関係論における一

六四八年に関する誤解を招き易い言説の多くは頻繁に引用されるレオリグロスの一九四八年の論文に直接的または間接的に由来する⁽²⁰⁾と考へ、一九四八年のグロスの論文に「神話」発生の原因を見出している。しかし、この見解には明確な根拠が示されておらず、単なる憶測であるように思われる。また、ルサフェール (R. Lesaffre) は、一九九七年の論考で、ウェストファリア条約を講和・基本法・宗教といった三つの側面における解決として⁽²²⁾評価しつつも、一七・一八世紀の学説によって同条約に付与された重要性は「本当に条約自体に基づくものなのかそれとも後の解釈に基づくものなのか⁽²³⁾」との疑問を提起し、後世の解釈によるものであることを示唆しているが、彼もまた明確な根拠を挙げていない。

そこで本稿では、ウェストファリア条約締結後の一七世紀中葉以降の「国際法」関連文献(主として、概説書)の中で同条約と同条約に密接に関連する神聖ローマ帝国(以下、「帝国」とする)の国制がどのように扱われているのかを検証することを通じて、どの時代に同条約を巡る「神話」が登場したのかを推定すると同時に、神話発生の原因の考察のための端緒を得ようと試みることにしたい。(但し、帝国に関連する考察は一九世紀初頭までの、実際に帝国が存続していた時期までの文献における記述にとどめる。)

勿論、このような作業を行う場合に、その検討対象を網羅的なものとすることは不可能である。したがって、本稿は筆者が参照し得た限りの文献の中で提示可能な仮説を提示するものに過ぎない。とりわけ、一八世紀初頭以前の文献において本稿で論じられる事柄に対する反証の登場が期待されることを述べておきたい。

第一章 一七世紀後半の「国際法」関連文献における「帝国」及び

ウエストフアリア条約

本章では先ず、一七世紀後半のドイツの代表的な法学者プーフェンドルフ (Samuel von Pufendorf) の二著作について検討することとしたい。それは、彼の著作における神聖ローマ帝国とウエストフアリア条約の取扱いが、彼以降の諸著作を検討する際に一つの引証基準を提供するものと考えられるからである。

第一節 プーフェンドルフ

(一) 『自然法及び国際法論』(一六七二年)

プーフェンドルフの国際法関連著作として最重要であると評価されるものが、一六七二年に上梓された『自然法及び国際法論』(*De jure naturae et gentium libri octo*)⁽²⁴⁾である。以下では、同書における帝国国制への言及から検討を始めることとしたい。

『自然法及び国際法論』の第七巻第五章「国家の諸形態について」(*De formis rerumpublicarum*)では、多様な国制について論じられている。その第一三節「最近の人々の混合国家について」(*De recentiorum mixta republica*)においては、至高の主権の内容の若干が分割されて一国内の諸部分が異なる者によって統治され、それらの者が各々に独立しているが、分与されていない主権の部分については、それらの者は依然として臣民としての地位に留まるという理論が紹介されている。⁽²⁵⁾これは、帝国の状態を指すものと理解される。実際に、その直後の第一四節「不規則な国家の本質は何処に存するか」(*In quo consistat natura irregularium rerump.*)で、不規則な国制について論じられ、⁽²⁶⁾更に、第一五節ではドイツ帝国が明示的に言及されるのである。

『自然法及び国際法論』における帝国国制への明示的言及はこの箇所のみであるように思われる。また、ウェストファリア条約が明示的に引用乃至援用された箇所は見出されない。それは、例えば、講和条約や（同盟）条約⁽²⁸⁾といった同条約への言及が不可欠であると推測される章においても同様である。

それでは、以上のように『自然法及び国際法論』において帝国国制やウェストファリア条約への言及が殆ど見られないという事実は、プーフエンドルフが当時の帝国の事情に無関心であったことを意味するのであるうか。この点を考察する際に参考になるのは、『国際法古典叢書』中の『自然法及び国際法論』に付されたジモンズ（W. Simons）による「序論」（Einleitung）である。彼によれば、例えば、遺言による土地贈与についてプーフエンドルフが反対する議論を展開している箇所は、かつての彼の主君であったブランデンブルク選挙侯があたかも動産であるがごとく土地の遺贈を行ったことに対して抗議をしているとされる⁽³⁰⁾。この他にも、ジモンズは、『自然法及び国際法論』における価格に関する議論は三十年戦争後の彼の時代における経済全般の苦境を反映したものであろうとし⁽³²⁾、また、臣民の地位及び名誉を決定する主権者の権能に関する議論に大きな紙幅（三一頁）が割かれているのは当時の地位・名誉問題の重要性が反映されていると説明している⁽³⁴⁾。更に、シュレーダー（P. Schröder）は、同書におけるプーフエンドルフの主権に関する議論が、抽象化されてはいるものの、帝国の状況を説明するものとしている⁽³⁶⁾。

以上のような理解や解釈に従うならば、『自然法及び国際法論』においてプーフエンドルフが同時代の帝国国制上の出来事に無関心であったとは考え難い⁽³⁷⁾。それにも拘らず、何故に前に見た帝国やウェストファリア条約への具体的言及を避けるかのような記述内容となつたのであろうか。この問題を考える際に留意されるべきことは、同書において示されている彼の「国際法」認識である。

プーフエンドルフは同書において、「国際法」(*ius gentium*)とは専ら自然法であり、自然法として以外に国

国際法は存在しないという前提に立つため、自然法に抵触する国際法は存在しないこととなり、国際法についての独自の議論は不要であるとする⁽³⁸⁾。そして、(同盟) 条約 (*foedus*) や講和 (*pacificatio*) と呼ばれるような個別の協定 (*peculiaris conventa*) については、それらを法 (*ius*)、或いは法律 (*lex*) と呼ぶことは正しくないとされる。「それらはむしろ歴史が自己に属するものと主張する」(*cum potius historia sibi eadem vindicet*) 事項なのである⁽³⁹⁾。つまり、個別の条約(更には慣習)⁽⁴⁰⁾は、歴史的事実の問題であるがゆえに歴史学の対象であって、彼の国際法の体系に関する考察の対象とはされないのである。

このように、彼の国際法理論体系中ではウェストフアリア条約は主要な考察対象とはされなかったのであるが、それは彼の「国際法」認識に由来する一つの論理的帰結であって、帝国の実情に対する彼の関心が希薄であったことによるのではないと考えられるのである。それでは、彼の帝国に対する関心はどのように表明されたのだろうか。それを説明するものとして、次に『ドイツ帝国国制論』を採り上げることとしたい。

(二) 『ドイツ帝国国制論』(一六六七年)⁽⁴¹⁾

1 『ドイツ帝国国制論』における「帝国」とウェストフアリア条約

ウェストフアリア条約によって設定された帝国国制に関して最も頻繁に引用されてきた一文は、一六六七年にモンツアンバン(Severinus de Monzambano)の偽名でプーフエンドルフが公刊した『ドイツ帝国国制論』(*De Statu Imperii Germanici*)における評言、即ち、「帝国とは何か変則的で、怪物に類似したもの」(*irregulare aliquod corpus et monstro simile*)⁽⁴²⁾であろう。この評言の本来の意図が何であったのかについての議論は暫く措くとして、その表題が示す通り、この著作が帝国国制を正面から論ずるものであることは疑い得ない。それでは、同書においてウェストフアリア条約はどのような扱いを受けているのであろうか。

『ドイツ帝国国制論』の中でウェストファリア条約への言及が最も頻繁に見られるのは、皇帝の権能について論じられている第五章においてである。その第一二節では、宗教上の講和との関連においてウェストファリア条約に言及され、IPO第五条により最終的に宗教問題について恒久的な秩序がもたらされたとの評価や、宗教事項に関する回復の基準日(一六二四年二月一日)や宗教決定権等の説明がなされている。また、同章第二五節では帝国議会の召集に関連してプロテスタント派等族の議席を巡り、第二六節では帝国議会における討議事項に関連して予算承認の方式について未確定であることを巡り、各々IPOが言及されている。更にまた、同章第二八節では、等族への「最高支配権」(*summum imperium*)の帰属について論じられる中で、IPO第八条第二項が紹介された後に、等族が行使し得る個別の権能が列挙されている。

このように『ドイツ帝国国制論』では、ウェストファリア条約の存在が意識され、同条約に関する詳細な事項についても論じられている。そして、議論の中心は皇帝の権能を巡る諸問題であり、更に皇帝との関係における帝国等族の権能に関する問題も扱われている。別の観点から見ると、帝国外との法的関係という意味における「国際法的」な側面に関しては同条約が論じられていないことが理解されるのである。

2 『ドイツ帝国国制論』におけるプーフエンドルフの意図

——“*irregular aliquod corpus et monstro simile*”を巡って——
本節の最後に、プーフエンドルフの(少なくとも)『ドイツ帝国国制論』における実践的意図について論じておきたい。

既に触れたように、帝国を「何か変則的で、怪物に類似したもの」とする評言は頻繁に引用されるが、それらの引用は必ずしも『ドイツ帝国国制論』の論旨との関連においてなされているものではない。以下では先ずこの

評言が登場する文脈におけるプーフエンドルフの主張を確認しておくこととしたい。

『ドイツ帝国国制論』は、「ドイツ帝国の起源」(第一章)に始まる本論全八章の中で帝国国制全般について論ずる著作である。その第六章「ドイツ帝国の国家形態について」(*De forma Imperii Germanici*)においてプーフエンドルフは、概ね次のような議論を展開している。即ち、従来の学説によってでは帝国(ドイツ人の国家(*Germanorum respublica*))の基本原理が充分に明らかにされず、政治学(国家学：*politicus*)により記述されるような単純な通常の国家構造の下での国家形態の提示が不可能とされているとの理解に立ち、帝国国制の現状を民主制(*democratia*)、貴族制(*aristocratia*)及び君主制(*monarchia*)と比較し、その結果として、ドイツを「何か変則的で、怪物に類似したもの」としているのである。そして、彼は、次のように続ける。

「帝国は、時間の経過の中で、皇帝の怠惰なる寛容、諸侯の野心、そして聖職者の煽動を通じて、或る通常の君主制から、仮に外的な表徴がそのことを示しているにしても、もう既に制限的君主制でもないし、また同盟により結合した諸国民の体制でもない、どちらかといえばこれら二つの間で彷徨う何ものかになってしまっている。」⁽⁴⁵⁾

つまり、プーフエンドルフの思考は既存のアリストテレス的政体分類により規定されており、その分類方法から見て、帝国国制が「不規則」であるとしているのである。そして、ここで問題となることが、この評言に対する後世の評価である。一般にこの評言は帝国に否定的評価を与えているものと理解されてきたが、これに従わない見解も提示されているのである。

例えば、シュトラウスは「彼「プーフエンドルフ」は、その「帝国の」国制が、標準的類型に従っては分類不可能であることのみを意味したのであるが、歴史家たちは殆ど常に彼の形容句(*epithet*)を価値判断として受け取った」としている。⁽⁴⁶⁾ また、シュレーダーは、一七・一八世紀の文献において“*monstrum*”という語は、帝国に対する侮蔑的言辞として使用されたのではなく、どちらかと言えば政治体の驚くべき且つ異常な不規則さを

意味するために用いられたと指摘し、「「怪物」について否定的評価をプーフエンドルフが下していたとする」誤った解釈はもはや通用してはいないと考えてよいであろう」との見解を示している。⁽⁴⁷⁾特に、シュレーダーは、プーフエンドルフの意図が当時の帝国の現状維持にあったことを指摘しており、⁽⁴⁸⁾それはまた、当時の帝国の状況に関する描写にプーフエンドルフの意図があったことを意味するのである。つまり、これらの論考は、プーフエンドルフ自身の見解には当時の帝国国制に対する否定的価値判断は含まれておらず、そのような判断は後世の歴史家たちによって生み出された主張するのである。⁽⁴⁹⁾

確かに、この一文のみを読む限りは、プーフエンドルフが「怪物」という言葉によって帝国国制の変則性を指摘したのみであって、それ以上に何らかの価値判断を下したものとすることは可能である。しかし、この著作(初版)における彼の議論の展開過程が考慮されるならば、当時の帝国国制に対して、それが望ましい状態にあると彼が考えていたのではないこともまた確かである。

プーフエンドルフは、『ドイツ帝国国制論』第六章第一節冒頭で、自然的組織体においてもまた人為的組織体においてもそれらの健全性と有能さが組織体の構成部分の適切な調和と結合に基づく結果であるように、諸々の倫理的存在乃至は社会 (*corpore moralia seu societates*) についても、当該存在が堅固であるのか脆弱であるのかは構成員相互間の結び付きの良否にかかっていると上で、それが均整のとれた形態であるのか不規則で怪物のような形態であるのかによるとしている。⁽⁵⁰⁾つまり、彼は、標準的な社会は強靱であり、そうでないものは脆弱であると考えている。また、これに関連して、彼が随所で帝国の現状を「病氣」として表現していること⁽⁵¹⁾からしても、「何か変則的で、怪物に類似したもの」に否定的評価が込められていると解すべきものと判断されるのである。

同様の事柄は、『自然法及び国際法論』においても確認される。即ち、プーフエンドルフは、同書第七巻第五

章第一五節で、主権の分割されたドイツ帝国に言及し、或る論者が同帝国を「ハーブ」(*testudo*) に譬えていることを挙げ、多大な困難の後に調弦され、漸くハーモニーを奏するが、それは長続きしないとされている。⁽⁵²⁾ ここで、プーフエンドルフが帝国国制の現状について何らかの否定的見解を抱いていたものと解されるのである。⁽⁵³⁾

しかしながら、より重要なことはこの文脈から看取されるプーフエンドルフの意図である。即ち、「怪物に類似した」帝国国制を、彼はどのようなものにすべきであると考えていたのであるか。

これについては、『ドイツ帝国国制論』の第七章第七節冒頭において、帝国が正しい君主制の形態に収まるのであるならば、それが全欧州にとって有意義であろうとの見解が示されていること⁽⁵⁴⁾から、彼が君主制を志向していることが理解される。また、同書の最終第八章において、プーフエンドルフはヘムニッツ (Bogislav Philipp von Chemnitz) の主張を引用する。ヘムニッツは、ヒッポリトゥス (Hippolitus a Lapide) の偽名⁽⁵⁵⁾で一六四〇年に『われわれのローマードイツ帝国における国家理性論』(*Dissertatio de ratione status in Imperio nostro Romano-Germanico*) を上梓し、帝国国制を論じていた。⁽⁵⁶⁾ヘムニッツは、帝国等族の自由を重視し、帝国国制の危機の原因がハプスブルク家にあると考え、ハプスブルク権力の除去を推奨したものと解される。これに対してプーフエンドルフは帝国権力の強化の方向を目指し、ヘムニッツの主張に論駁する。「しかしそれは、医者ではなくして死刑執行吏の役割を演ずることになるのである。」⁽⁵⁷⁾

そして、同章第四節ではプーフエンドルフ自身の帝国国制に関する提案が示されている。ここでは、第一に帝国内の団結が緊要であり、そのためには何れの者もより弱い等族を暴力で蹂躪することが不可能とされべきであり、更にはそのためには領地に関する現状維持を確保すべきことが説かれるなどしている。⁽⁵⁷⁾

以上のプーフエンドルフの記述内容を総合するならば、彼はハプスブルク家を中心とする君主制の確立を意図していることとなる。更に、この議論の展開過程からは、『ドイツ帝国国制論』が、帝国国制の説明(史的背景

をも含める。）を行うという作業を行いつつも、現実的な問題関心に動機付けられていることが理解されよう。

（三） 評価

以上に瞥見してきたことから理解されるように、プーフェンドルフにとって当時の帝国国制は多大な学問的関心の対象であり、またウェストファリア条約についても同様であった。しかも、帝国国制の現実とその将来像をも見据えた実践的意図を彼は有し、そのような意図の中で議論は展開されている。したがって、『自然法及び国際法論』に見られるような事例への言及が少ないという現象は、彼が当時の社会状況に無関心であったのではなく、それらを認識した上でもなお、彼の「国際法」認識とそれにより規定される方法論からの帰結であったと解すべきであろう。

しかしながら、本稿の問題意識との関連において更に重要となることは、次の点である。即ち、このように当時の現実世界に対する実践的意図をもっていたプーフェンドルフの著作において、帝国国制や帝国等族の問題は国際法（『自然法及び国際法論』）の枠内においても論じられているに對して、ウェストファリア条約は飽くまでも帝国国制への関心の枠内においてのみ論じられているという点である。そしてまた、その結果としてここで検討の対象とされた二著作⁽³⁸⁾において、同条約を「帝国の基本法」や「欧州の基本法」と位置付けるような記述は見出されないのである。

第二節 ラッヘル・『自然法及び国際法論』（一六七六年）

ホルシユタイン出身のラッヘル (Samuel Rachel) の「国際法」関連の主著である『自然法及び国際法論』 (*De jure naturae et gentium dissertationes*) (一六七六年)⁽³⁹⁾ は、「第一論文」 (*Dissertatio Prima*) と「第二論文」

(*Dissertatio Altera*) の二部構成となっており、前者は三つの論考 (*De jure naturae: De virtute morali: De bona indole*) から、後者は一論考 (*De jure gentium*) から成っている。第一論文においては、帝国やウェストフリア条約に関連する記述は見出されないが、第二論文ではそれらに関する次のような記述が登場する。

先ず、帝国に関しては、第一一九章乃至第二二一章で論じられているが、特に、第二二一章で、(コンリンクの著作 (*Coming, De pace perpetua inter Imperii Ordines, sec. 2, concl. 17*) を引用の上) 帝国の状況について、帝国等族の分裂の傾向が日毎に強まっております、また、帝国等族が帝国との紐帯の重要性を理解せず、或る者は自己の武力を信頼して、他の者は帝国外の勢力と結び付くだけでなく、一般的安全や安寧に対して充分な考慮を払わないままに敵を帝国内に導き入れてさえる、と慨嘆している⁽⁶⁰⁾。更に、第一〇五章では、使節権 (*Jus Legationis*) を巡る実行について、仏国王と皇帝の間で生じた事例が挙げられている⁽⁶¹⁾。

以上のような帝国への言及と同様、『自然法及び国際法論』においてラッヘルはウェストフリア条約にも次のような文脈で言及している。

ラッヘルは、国際法の第一の種類である「共通国際法」(*Jus Gentium Commune*) の具体例について(第三七章乃至第七二章)⁽⁶²⁾論じた後に、第七三章以下で若干の諸国民間の慣習又は明示的合意によって成立する「固有の国際法」(*Jus Gentium Proprium*) について論じ、「共通国際法」が厳格であるのに対して、「固有の国際法」はその厳格さを緩和するものであるとする(第七四章)。そして、「固有の国際法」を「公的協約」(*Conventiones publicae*) であるとした後に、第七六章で公的協約(即ち、固有の国際法)は「より広範に及ぶもの」(*latius patens*) と「より狭い範囲に及ぶもの」(*arctius patens*) に区分され得るとする。そして、前者においては充分に多数の国家が結合し、後者では極少数のみであるとする。その上で、前者に該当する講和のための「公的協約」の好例として、ドイツ (*Germania*) の「講和文書」(*Instrumentum pacis*) を挙げている。それは、その文

書が、広範な義務を含んでおり、「帝国等族のみならず、欧州の主要国を包摂している」からである。(更に同章では、同講和がナイメーヘンにおいて継承される運命にあるとされている。)⁽⁶³⁾ ここでいう「講和文書」とは、文脈から考えてウェストファリア条約であると理解される。

更に、第七七章では、講和に関する「公的協約」には、主要なものと付随的なものとがあるとされる。前者は主要目的(講和)自体に関するもので、後者は賠償や保護といった講和達成以降の事柄を含むものである。「保証」も付属的なものであるが、前述の講和文書(*Instrumentum pacis*)、即ち、ウェストファリア条約はその第一七条(*sec. "Pax vero conclusa etc."*)の保証によって支持されているとされる。⁽⁶⁴⁾

以上のように、ラッヘルは帝国国制への言及を行うと同時に、「国際法」を巡る彼の一般理論の枠組の中でウェストファリア条約を位置付けているのである。

第三節 テクスター…『国際法要論』(一六八〇年)

テクスター(Johann Wolfgang Texter)は「法律家、プファルツ選挙侯の顧問官であり、同選挙侯の大学「即ち、ハイデルベルク大学」の法学第一教授」の肩書のもとで、一六八〇年に『国際法要論』(*Synopsis iuris gentium*)⁽⁶⁵⁾を公刊している。

同書では神聖ローマ帝国を題材とする議論が若干の箇所で開催されている。例えば、第二章「官職、報酬及び懲戒について」(*De magistratibus, praemiis, et poenis*)の第一二節以下では、ドイツ諸侯を“*magistratus*”(即ち、官吏または王侯)とみなすべきか否かについて論じられているが、テクスターは、ドイツ諸侯が厳格な意味での“*magistratus*”(即ち、官吏)よりも優越した地位にあるものの、何らかの上位者を認める点ではこの言葉が妥当する場合もあるとする。また、第二十六章「中立法について」(*de iure neutralitatis*)では、その第一節

で「近年の独・仏戦争」(*bellum nuperum Germanico-Gallicum*) に際して、ポーランド王・モスクワ大公及びその他の諸君主が「何らかの中立であったと言われ得る」(*medi aliqui vel neutrales dici possint*) とすると共に⁽⁶⁷⁾、第五節以下では等族一般が上位者の意思に従属しないとして、帝国内における関連事例が挙げられている(二六四一年の帝国最終決定)⁽⁶⁸⁾。またこの他にも、三十年戦争⁽⁶⁹⁾に言及されている箇所が見受けられる⁽⁷⁰⁾。

しかしながら、テクスターのこの著書で注目されるべき事柄は、彼が帝国国制や国際法上の制度を論ずる際に、ウェストファリア条約を引用することが多いという事実である。例えば、第四章「使節及び全権について」(*De legatis ac plenipotentiaris*) では、同条約への言及が次のように行われている。先ず、同章の第七節では、帝国等族にも使節権が認められるとされるが、それを支える論理は、IPO 第八条で帝国等族に同盟権が認められているのであるから、その前提として同盟のための交渉を行う権利が当然存在するというものである。次に、第八節では、そのようにして承認される帝国等族の使節権は記憶に残らないほど以前から行使されていたとされ、また、ナイメーヘン条約交渉の際のブラオンシュヴァイク・リューネブルク公家の実行がそれを十分に例証している⁽⁷¹⁾とされている。更に、第六五節では、条約交渉における全権委員に対して発された機密指令について、IPO 及び IPM とナイメーヘン条約の交渉時の事例を引いている。そして、それに続く二節では、全権による条約作成の後にも批准を要することについて、同じくこれらの条約における事例が引用されている⁽⁷²⁾。

第四章と同様に、第二〇章「講和及びその仲介者について」(*De pace et eius mediatoribus*) においても、先ず、その第九節及び第一〇節で講和条約締結の権利を臣下が有することを示した重要な事例として IPO 及び IPM が挙げられ、第一一節では IPO 第一七条第七項 (IPM 第一一二条第二項) において規定される帝国等族の紛争の平和的解決義務の存在が指摘されている。更に、第二六節では、IPO 及び IPM の執行に関して帝国等族の同意を要することが挙げられ、第六〇節では「仲介者」に関して IPO 及び IPM (条文への言及は IPO

第一七条 sec. “*vervintmenen*”) への言及が行われている⁽⁷³⁾。

以上の他にも、第一〇章「国家及びその法について」(*De rebus publicis earumque iuribus*) では、国家の独立の獲得方法についての考察(第八乃至一一節)が行われた後に、武力による独立よりも、合意によるものの方が賢明であることが指摘され、その例としてスイス諸邦(カントン)の同盟が挙げられ、IPO 第六条及びIPM 第六一条が言及されている⁽⁷⁴⁾。また、テクスターは、第二章「講和の批准、執行及び保証について」(*De ratificatione, executione et guarantee pacis*)の第一節でも、講和条約の批准の必要性について論じる中で、IPM 第一七条第一項とそれに内容上相当するIPM 第一二一条を一六五四年の帝国最終決定の規定(sec. “*Setzen demnach ordnen, etc.*”)と共に挙げ、同章第一一節では、講和条約の執行を担当する者が、当該条約全体ではなく、その一部のみを担当することがあるとし、その例をIPOにおけるスウェーデンへの金銭賠償の支払いを一定のクライス(の諸侯)に負担させるよう帝国最終決定(講和の執行に関する帝国最終決定 sec. “*in massen, 37*”)によって決定した(テクスターはこれにより当該担当者はそれ以外を執行し得ないとすること)に求めるなど、帝国⁽⁷⁵⁾国制及び国際法上の制度の説明のための事例として、ウェストファリア条約を頻繁に引用しているのである。

このようなテクスターの態度は、ウェストファリア条約に対する彼の次のような評価によるものと考えられる。即ち、彼は、第二章第二一節において、講和条約一般の執行に関連して、ウェストファリア条約では「回復されるべきものの諸点を巡り慎重な考慮が払われ」(*caute est observata circa punctum restituendum*)⁽⁷⁶⁾であり、戦前の多様な状況を考慮して、講和の後に直ちに回復されるべき事柄と時間において後に回復されるべきものが区別されているとして、同条約による慎重な解決を肯定的に捉えているのである。

以上のように、テクスターは『国際法要論』において、帝国国制及びウェストファリア条約に頻繁に言及している。だが、それ以上に注目すべき点は、これまでに瞥見してきたプーフエンドルフ及びラッヘルとは異なる本

質的評価をテクスターが同条約に与えている点にある。即ち、第一章「帝国の基本法について」(*De legibus Imperiorum fundamentalibus*)において、先ずその第一節で、帝国の基本法とは「国家の構造がそれを基礎及び支柱とするもの」(*quibus structura Reip. tanquam basis & fulcris innititur*)と定義(尚、この文脈では“*Imperium*”と“*Respublica*”は互換的に使用されていると解される。)した上で、第二節で、「われわれの帝国における諸々の基本法」(*in Imperio nostro leges fundamentales*)として、「金印勅書 (*Aurea Bulla*)、聖界及び宗教に関する和議 (*Constitutiones pacis prophanae & religiosae*)、ドイツの講和文書 (*instrumentum pacis Germanicae*) 及び皇帝の選挙協約 (*Caesareae Capitulationes*)」が具体的に列挙されている。⁽⁷⁾この中の「ドイツの講和文書」(単数)とはウエストフリア条約を指すものと解される。つまり、テクスターはウエストフリア条約に「帝国の基本法」としての地位を与えているのである。

第四節 ズーチ…『フェーキアリスの法と裁判』(一六五〇年)

以上では、ドイツ内の学者の著作における帝国国制とウエストフリア条約の取扱いについて瞥見してきたが、それらとの比較のためにドイツ外の学者による著作の一例として英国出身のズーチ (Richard Zouche) の「国際法」関連の名著である『フェーキアリスの法と裁判つまり諸国民間の法及び同法に関する諸問題についての解説』(*Juris et Iudicii feccialis, sive Juris inter Gentes, et Quaestionum de eodem explicatio*)⁽⁸⁾(以下では『フェーキアリスの法』とする。)を採り上げ、彼の同条約や帝国国制に対する見方について触れておきたい。

『フェーキアリスの法』において、ズーチは、個別の問題を設定し、それに対する解答を提示するという形式で議論を進めているが、その過程において帝国内で生じた事例を頻繁に引用している。例えば、第二部「諸国民間の裁判について」(*De Iudicio inter Gentes*) 第二節「平和が存在する者の間での身分を巡る諸問題について」

(*De Quaestionibus Status inter eos quibuscum Pax est*) では、全部で一七ある設問のうち、最初の三問が帝国の問題を直接的に扱い、更に第九・一〇問では帝国における事例が触れられている。⁽⁷⁹⁾ また、同部第三節「平和が存在する者の間での支配権を巡る諸問題について」(*De Quaestionibus Domini inter eos quibuscum Pax est*) の第一四問で帝国内での継承問題が詳細に論じられ⁽⁸⁰⁾、或いは同部第四節「平和が存在する者の間での義務を巡る諸問題について」(*De Quaestionibus Debiti inter eos quibuscum Pax est*) の第四問で下位にある君主と上位の君主の使節との席次問題が扱われる中で帝国の金印勅書が援用され⁽⁸¹⁾、更に同部第八節「戦争が存在する者の間での支配権を巡る諸問題について」(*De Quaestionibus Domini inter eos quibuscum bellum est*) の第二四・二五問では、三十年戦争の誘引ともなった一六一七年六月のオーストリア大公フェルディナントのボヘミア国王位の継承者への等族による指名と同年七月の即位、そしてその翌年三月の廃位とプファルツ選挙侯(フリートリヒ五世)の国王指名等の一連の事件の是非について論じられている。⁽⁸²⁾ また、以上とは別に、三十年戦争に関連した事例についても論じられている。⁽⁸³⁾

以上のように、ズーチは論証過程において帝国内の事例に頻繁に言及しているが、ウェストファリア講和会議や同条約に関する記述は見出されない。つまり、帝国等族が関わる問題は彼の「国際法」理論の対象とされるのに対して、同条約はそうではないのである。

第五節 第一章のまとめ

本章で以上に確認してきた事柄は、次のように纏めることができよう。

これら一七世紀後半の諸著作において、帝国国制及びウェストファリア条約に関する論じ方は多様である。先ず、ウェストファリア条約の取扱いに限定するならば、プーフENDORFとズーチは共に「国際法」理論の枠内

では同条約を論じていないが、前者は帝国国制上の問題として同条約を重視し、別の著作において論じている。ラッヘル及びテクスターは同条約を「国際法」上の問題として論じ、更に後者は同条約に「帝国の基本法」としての地位を与えているのである。⁽⁸⁴⁾

このようなウエストフアリア条約に対する態度の相異は、これら一七世紀後半の「国際法」研究者の間において、同条約の「国際法」上の重要性自体が共有されていないことを示すものと解される。これに関連して、「欧州国家関係の基礎」或いは「欧州の基本法」としてウエストフアリア条約を位置付けるような意識が、(ラッヘル)の著作において「より広範に及ぶ公的協約」とされるような場合はあるもの(の)これらの著作には登場していないという点も確認されるべきである。

また、帝国国制や帝国等族が関連する諸事例については、これら四者間で共通点が見出される。即ち、(プー)フェンドルフの場合は明示されていないが)各々の「国際法」理論の中にそれらの諸事例が取り込まれているという事実である。この事実は、帝国等族が当時の欧州の諸国家間関係に実際に行爲主体として参加していたことの反映であると同時に、当時の理論家たちにとってそれらの活動を「国際法」の枠内に取り込むことが不可欠乃至は当然であるとの意識が存在していたことを示すものと解されるのである。

*本稿において参照または引用した文献の書名や引用文の綴りは原文に従っており、そのため現在の正書法とは異なる場合がある。

(I) 一六四八年一〇月二四日に署名されたウエストフアリア条約は、神聖ローマ帝国皇帝とスウェーデン女王を主たる当事者として作成されたオスナブリュック条約 (*Instrumentum Pacis Osnabrugense* (以下、IPOとする。)) と同皇帝とフランス国王を主たる当事者とするミュンスター条約 (*Instrumentum Pacis Monasteriense* (以下、IPMとする。)) からなる。本稿で参照したIPO及びIPMの条文は次の文献所収のラテン語版であり、条及び項の

- 区分も同版に従う。A. Oschmann (Bearb.), *Acta Pacis Westphalicae*, Serie III, Abteilung B (Verhandlungssakten), Band i (Urkunden) (Münster, 1998) (以下「註」を付す。以下「APW」を付す)。また、条文の邦訳は藤川正、次の文献に収められている。S. D. Krasser, 「西ヨーロッパ諸版を参照した」A. Buschmann (Hrsg.), *Kaiser und Reich* (Nördlingen, 1984), S.285-402.
- (2) ウェストファリア条約締結三三〇周年を巡る研究成果の若干の例として、次のものを挙げよう。H. Duchardt (Hrsg.), *Der Westfälische Friede — Diplomatie, politische Zäsur, kulturelles Umfeld, Rezeptionsgeschichte* (*Historische Zeitschrift Beihefte Neue Folge* 26) (München, 1998); K. Bulmann/H. Schilling (Hrsg.), *1648 Krieg und Frieden in Europa, Textband I (Politik, Religion, Recht und Gesellschaft)* (München, 1998); M. Schröder (Hrsg.), *350 Jahre Westfälischer Friede: Verfassungsgeschichte, Staatskirchenrecht, Völkerrechtsgeschichte* (Berlin, 1999); J.-P. Kintz/G. Livet (éd.), *350^e anniversaire des Traités de Westphalie 1648-1998: Une genèse de l'Europe, une société à reconstruire* (Strasbourg, 1999); L. Bély (dir.), *L'Europe des traités de Westphalie: Esprit de la diplomatie et diplomatie de l'esprit* (Paris, 2000); Biblioteca Nacional/Fundación Carlos de Amberes (comps.), *350 años de la Paz de Westfalia: Del antagonismo a la integración en Europa* (Madrid, 1999).
- (3) 拙稿「ウェストファリア条約の研究—近代国家・近代国家系成立過程の検証—(一)」(六・完)、『法と行政』三巻一号(一九九二年)〈六巻二号(一九九五年)〉(六・完)一七二頁。
- (4) クラスナーは、特に(後註21)でも挙げられている)グロスのウェストファリア条約評価に対して明白に誤りがあるとして、S. D. Krasser, “Westphalia and All That”; J. Goldstein/R. O. Koehane (eds.), *Ideas and Foreign Policy—Beliefs, Institutions, and Political Change* (Ithaca/London, 1993), p.264.
- (5) K.-H. Ziegler, “Die Bedeutung des Westfälischen Friedens von 1648 für das europäische Völkerrecht”, *Archiv des Völkerrechts*, Bd.37 (1999), S. 131-132.
- (6) K. Maletke, “Les traités de Westphalie (24 octobre 1648) et l'idée de «l'ordre européen»: Mythe ou réalité?»; J.-P. Kintz/G. Livet (éd.), *350^e anniversaire des Traités de Westphalie 1648-1998: Une genèse de*

[1] *Europe, une société à reconstruire* (Strasbourg, 1999), pp.161-173.

(7) S. Beaulac, "The Westphalian Legal Orthodoxy — Myth or Reality?", *Journal of International Law*, vol.2 (2000), p.148.

(8) *Ibid.*, p.149.

(9) *Ibid.*, pp.150-151. 尚、後に公刊されたホーランドの著書(その第五章は彼の二〇〇〇年の論文に基づいて)に於いては上述の主張は維持されつつある。See, S. Beaulac, *The Power of Language in the Making of International Law* (Leiden/Boston, 2004), pp.67-70.

(10) M. W. Zacher, "The Decaying Pillars of the Westphalian Temple: Implications for International Order and Governance"; J. N. Rosenau/E.-O. Czempiel (eds.), *Governance without Government: Order and Change in World Politics* (Cambridge/New York etc., 1992), *passim*.

(11) G. M. Lyons/M. Mastanduno (eds.), *Beyond Westphalia? State Sovereignty and International Intervention* (Baltimore/London, 1995), *passim*.

(12) A. Osiander, "Sovereignty, International Relations, and the Westphalian Myth", *International Organization*, vol. 55 (2001), p. 251.

(13) *Ibid.*, p. 284.

(14) A. Osiander, "Before Sovereignty: Society and Politics in *ancien régime* Europe", *Review of International Studies*, vol. 27 (2001), p. 121.

(15) *Ibid.*, p. 119. また、オツィアンダーはこの論考の結論部分において、旧体制期においてすら存在した支配権力とそれに支配される社会の「すれ」(或いは「差異」)を次のように指摘している。「*ancien régime*」の支配者たちは(仮に、彼等が主権者と呼ばれたとしても)社会を創出するとは見られなかった。社会は支配者から独立して存在した。社会は「たとえ支配者が実効性を有しない(或いはそれよりも悪い)としても、存在した。実際に、社会はその主人ゆえに存続するのではなく、主人に関わることなく存続すると、中世の人々はしばしば感じたに相異なる。社会は支配者の権力から独立して存在したために、社会は支配者の支配地の限界をもって終了するのではなかった。社会

は何れかの者の権力の限界によって限定されるのではなく、共通した文化と信仰の体系によって規定されたのである。」 *Ibid.*, p. 144.

(16) ソーレンセンは次のように述べている。「世界は特定の時点で一夜にして変化したのではない。古いシステムの諸要素は長期にわたり存続した。一六四八年のある日から次の日に重要な変化があったのではない。」 (G. Sørensen, "Sovereignty: Change and Continuity in a Fundamental Institution", *Political Studies*, vol. 47 (1999), p. 591.) これは至極常識的な見解ではある。しかし、それでもなお歴史研究者は、或る条約が世に存在するようになったことと背景や意義を考察することをも自らの使命とするのである。

(17) ファゲルソンは、「ウェストファリア条約における主権の淵源を彼ら『自由主義者』の多くが寛容と結び付ける」という疑問を呈じている。 D. Fagelson, "The Concepts of Sovereignty: From Westphalia to the Law of Peoples?", *International Politics*, vol. 38 (2001), p. 500.

(18) 特に、同書における国家主権や国家平等に関する解釈を見よ。 C. W. Kegley, Jr./G. A. Raymond, *Exorcising the Ghost of Westphalia: Building World Order in the New Millennium* (Upper Saddle River, New Jersey, 2002) pp. 131-132.

(19) とりわけ、神聖ローマ帝国国制に関する先行研究は無視し得ない。帝国国制を巡る議論は、その問題の性質から当然のことながら、独語により発表されたものが多数を占める。ところが、例えば、前述のファゲルソンの論考において、(註を見る限り) 独語文献は全く参照されていない。また、ポーラックの論考において明示されている独語参考文献は、三十年戦争期のドイツの人口動態に関する研究 (G. Franz, *Der Dreissigjährige Krieg und das deutsche Volk*, 3. Aufl. (Stuttgart, 1961)) のみである。オツィアンダーは独語話者であり、独語文献もある程度参照されてはいるものの、国際法史分野の先行研究への参照は行われていない。

(20) Oslander (note 12), p. 264.

(21) L. Gross, "The Peace of Westphalia, 1648-1948", *American Journal of International Law*, vol. 42 (1948), pp. 20-41.

(22) R. Lesaffer, "The Westphalia Peace Treaties and the Development of the Tradition of Great European

Peace Settlements prior to 1648”, *Grotiana* (NS), Vol. 18 (1997), p. 71.

- (23) *Ibid.*, pp. 74-75.
- (24) S. Pufendorf, *De jure naturae et gentium libri octo* (1672). 尚、本稿執筆に際して参照した版は、『国際法古典叢書』(the Classics of International Law (Oxford/London, 1934)) 所収の一六八八年(阿姆斯特ダム)版(以下、註びち “Pufendorf (1688)” とする)であり、以下の引用・参照箇所も同版に依拠している。また、以下の註における引用・参照箇所の表示は、篇 (*Liber*)、章 (*Caput*)、節 (§) の順である。
- (25) Pufendorf (1688), VII, v, 13. 尚、後述の『エッセイ帝國國制論』におけると同様、國制の通常の形態は三種類、即ち、民主制 (*democratia*)・貴族制 (*aristocratia*)・君主制 (*monarchia*) とされた。Pufendorf (1688), VII, v, 3.
- (26) Pufendorf (1688), VII, v, 14.
- (27) Pufendorf (1688), VIII, viii (*De pactis pacem redocentibus*).
- (28) Pufendorf (1688), VIII, ix (*De foederibus*).
- (29) Pufendorf (1688), IV, xi, 18.
- (30) W. Simons, “Einleitung”; S. von Pufendorf, *De jure naturae et gentium libri octo* (Amsterdam, 1688), the Classics of International Law (Oxford/London, 1934), S. 39-40.
- (31) Pufendorf (1688), V, i. トーンマンズルンが、特に、合意された價格の合法性は維持されるべきことを支持す。
- (32) Simons (Ann. 30.), S. 38.
- (33) Pufendorf (1688), VIII, iv.
- (34) Simons (Ann. 30.), S. 51.
- (35) Pufendorf (1688), VII, iv, 11.
- (36) P. Schröder, “The Constitution of the Holy Roman Empire after 1648: Samuel Pufendorf’s Assessment in his *Monzambano*”, *The Historical Journal*, vol. 42 (1999), p. 965.

- (37) 更に、プーフエンドルフの学説の現実的影響力という面では、第七卷第三章 (*De generatione summi imperii civis seu majestatis*) において、上位者を承認していた者が国王 (*rex*) とする際には、当該上位者の同意を得るべきとして自らの領域の当該上位者との紐帯から解放することが必要とされるとしている。これらの記述に関してシモンズはフランデンブルク選挙侯 (フリードリヒ三世) がプロイセン国王 (フリードリヒ一世) として即位したという歴史的出来事に影響を全く与えなかったとは思われないうとしており (Simons (Ann. 30.), S. 43.)、この点もプーフエンドルフが帝国国制の存在を念頭において議論を展開し、それが後の実行に影響を及ぼしたことが示唆される。
- (38) Pufendorf (1688), II, iii, 23.
- (39) Pufendorf (1688), II, iii, 23.
- (40) 慣習についても自然法に基くものと考えられている。Pufendorf (1688), II, iii, 23.
- (41) 本稿執筆に際して参照したのは、次の版である。Severinus de Monzambano [Samuel von Pufendorf], *De Statu Imperii Germanici*, (1667) (Nachdruck, K. Zeumer (Hrsg.), *Quellen und Studien zur Verfassungsgeschichte des Deutschen Reichs in Mittelalter und Neuzeit*, Bd. 3 (Weimar, 1910) (以下「註」を参照)。
“Pufendorf (1667)” 参照。
- (42) シモンズは『ドイツ帝国国制論』が「ハインデルスルン」で一六六四年に公開されたことを (Simons (Ann. 30.), S. 15-16.) これに対して、ザロキンは「モンツマン」の登場を一六六七年とした上で、当時のレーンホルムへの状況に言及する (F. Salomon (Hrsg.), *Severinus de Monzambano (Samuel von Pufendorf)*, *De Statu Imperii Germanici, nach dem ersten Druck mit Berücksichtigung der Ausgabe letzter Hand* (Weimar, 1910), S. 2-3.) と共に、『ドイツ帝国国制論』の初版を同年のシュネーヴ版として、初版の表紙の複写も収めている。(Ebd., S. 11, 25.) また、同書の独訳版を公開したメヌスラオは、初版を一六六七年のハーン版としている。(Severinus von Monzambano (Samuel von Pufendorf) (Verdeutsch und eingeleitet von H. Breßlau), *Über die Verfassung des deutschen Reichs* (Berlin, 1922), S. 7.) 更に「メヌスラオ」一六六七年のシュネーヴ版と「メヌスラオ」ハーン版とを比較して (M. Stollis, *Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland*,

- Bd I (Reichspublizistik und Polizeywissenschaft 1600–1800) (München, 1988), S. 233, Anm. 58.) 果た、キーリーマンの「大不七年のドイツ」° D. Döring, “Untersuchungen zur Entstehungsgeschichte der Reichsverfassung” Samuel Pufendorf’s”, *Der Staat*, 33 (1994), S. 185. 本稿では、以上の諸説を勘案し、多数説であると判断される「一六六七年」とする。
- (43) Pufendorf (1667), c. VI, § 9.
- (44) “Satis autem ex superioribus apparuit, in Germanorum republica latitare nescio quid, quod eandem ad simplices rempublicarum formas referri, prout vulgo a politicis illae describuntur, non patitur.” Pufendorf (1667), c. VI, § 1.
- (45) “Nihil ergo aliud restat, quam ut dicamus, Germaniam esse irregulare aliquod corpus et monstro simile, siquidem ad regulas scientiae civis exigatur, quod lapsu temporum per socordem facilitatem Caesarum, ambitionem Principum, turbulentiam Sacerdotum ex regno regulari in tam male concinnatam formam est revolutum, ut neque regnum etiam limitatum amplius sit, licet exteriora simulacra tale quid prae se ferant, neque exacte corpus aliquod aut systema plurimum civitatum foedere nexarum, sed potius aliquod inter haec duo fluctans.” Pufendorf (1667), c. VI, § 9.
- (46) G. Strauss, “The Holy Roman Empire Revisited”, *Central European History*, vol. 11 (1978), p. 291.
- (47) Schröder (note 36), p. 966, n. 19.
- (48) *Ibid.*, pp. 971 et 972-973.
- (49) この他にも、ロッタは、『ハインツ帝国国制論』初版（一六六七年）に登場したこの言葉が、プーフェンドルフの死後に公刊された新版（一七〇六年にジャン・トリンク (Jacob Paul Gundling) により出版されている。但し、改訂はプーフェンドルフ自身による。）では削除されており、それは初版が同時代人の中に惹起した激しい反応をプーフェントルフ自身が認識していたことによる。B. Roeck, *Reichssystem und Reichssterkmen: Die Diskussion über die Staatlichkeit des Reiches in der politischen Publizistik des 17. und 18. Jahrhunderts* (Stuttgart, 1984), S. 28.

- (50) 『ドイツ帝国国制論』第六章第一節第一文は次の通りである。“*Quemadmodum corporum naturalium iuxta atque artificialem sanitas et habitas ex apta partium inter se harmonia et conexione resultat, ita quoque corpora moralia seu societates firmae aut invalidae iudicantur, prout eandem partes inter se bene et secus in vicem connexae deprehenduntur adeoque prout conciniam formam aut irregulare quid et monstruosum praeseferunt.*”
- (51) Pufendorf (1667), *passim*, esp., c. VII, § 8.
- (52) Pufendorf (1688), VII, v, 15.
- (53) また「プーフェンドルフの理論が、古典的政体区分との合致を試みる彼以前の理論を拒絶し、帝国国制のより現実的な評価に向けての飛躍を示しているもの」、依然として帝国を「病んでゐる」とする判断には伝統的思考が影響を及ぼしてゐる点を見解がある。J. G. Gagliardo, *Reich and Nation: The Holy Roman Empire as Idea and Reality, 1763-1806* (Bloomington/London, 1980), p. 41.
- (54) “*Evimvero isthaec Germanici Imperii moles, quae in iusti regni formam redacta toti Europae futura erat formidabilis, per intestinos morbos et convulsiones ita debilitatur, ut aegre sibi ipsi defendendae sufficiat.*” Pufendorf (1667), c. VII, § 7.
- (55) 本稿執筆に際して参照したのは「一六四七年フラインシュタット版 (Hippolitus a Lapide [Bogislav Philipp von Chemnitz], *Dissertatio de ratione status in Imperio nostro Romano-Germanico* (Freistadium, 1647))」である。
- (56) “*Hoc vero est carnicem, non medicum agere.*” Pufendorf (1667), c. VIII, § 3.
- (57) Pufendorf (1667), c. VIII, § 4.
- (58) クヌッツェンは「戦争の原因を神意から人間の意思に転換する一七世紀の諸理論(家)(それらは何れも世俗化された自然法の観念を基礎にしている)」を紹介する中で、プーフェンドルフについて次のように述べている。「プーフェンドルフの著作中でこの転換は「明白である。彼は彼の生存中に発生した国際的変動を鋭敏に感知していた。彼はウェストファリア条約(一六四八年)を世界史(international history)における分水嶺と見なし、ウェストファ

リア条約に先行する戦争と荒廃の混沌とした世界とその後を現した自立的勢力均衡の秩序ある世界とを先鋭に識別した。」「主権国家によるウェストファリアシステムが創設されたのだから、主権的活動主体が秩序ある欧州への有益な貢献者となることのできるようにして確保され得るのかを問うことの方がより自然であることに、彼は気付いたのである。この目的を達成するために、全ての欧州人の同意を得られる新たな道徳(morality)を生み出すことが必要であると、彼は論じた。『人間社会の有益な構成員となるためにどのように振舞うべきかを人間に教える』この新たな道徳の本質的構成要素が、『自然法と呼ばれる』の『である。』(T. L. Knutsen, *A History of International Relations Theory*, 2. rev., expanded ed. (Manchester etc., 1997), pp. 107-108.) しかしながら、プーフエンドルフのウェストファリア条約への言及を見る限り、このような評価は適切ではない。クヌッツェンはこの評価の根拠を明示していないが、『ウェストファリア神話』を前提に論じていることは明白である。

- (56) S. Rachel, *De jure naturae et gentium dissertationes* (1676) (The Classics of International Law (Washington, D. C., 1916)).
- (57) *Ibid.*, pp. 330-334, esp. p. 332.
- (58) *Ibid.*, pp. 318-320. また、ウェストファリア条約とも関連する問題として、第七章では、スイス諸邦(カントン)やネーデルラント諸州が「同盟条約の効力によって」(propter vim foederis) 一体のように見られるが、それにも拘らず、それらは個別の国家 (*distinctae civitates*) である旨が指摘されている。 *Ibid.*, pp. 297-298.
- (59) *Ibid.*, pp. 260-293.
- (60) *Ibid.*, pp. 294-296.
- (61) *Ibid.*, pp. 296-297.
- (62) J. W. Textor, *Synopsis iuris gentium* (1680) (The Classics of International Law (Washington, D. C., 1916)).
- (63) *Ibid.*, pp. 97-98.
- (64) *Ibid.*, p. 101.
- (65) *Ibid.*, pp. 101-102.

- (69) テクスターが「三十年戦争」という名称を明確に用いている唯一の箇所として、第二章第八節で「この世紀のドイツの三十年戦争において」(*hoc seculo in bello tricesimo Germaniae*) としている部分がある。 *Ibid.*, p. 128. 「三十年戦争」という名称の最初の使用例や概念の正当性については、歴史学者の間で争いがある。次の二つの文献を対照的²⁵⁾。 N. M. Sutherland, "The Origins of the Thirty Years War and the Structure of European Politics", *English Historical Review*, vol. 107 (1992), pp. 587-625; R. G. Asch, *The Thirty Years War: The Holy Roman Empire and Europe, 1618-48* (Hampshire/New York, 1997), pp. 1-2. 更²⁶⁾ 次の文献を見よ。 K. Reggen, "Über die Geschichtsschreibung des Dreißigjährigen Krieges: Begriff und Konzeption"; *idem*, *Krieg und Politik*, S. 1-84; K. Reggen, "Seit wann gibt es den Begriff 'Dreißigjähriger Krieg'"; H. Dollinger u. a. (Hrsg.), *Weltpolitik, Europagedanke, Regionalismus* (Münster, 1982), S. 59-70.
- (70) 例えば、第二章第九節では、ネルトリンゲンの戦いやヴァットシュトットの戦い等が挙げられている。 *Texter* (note 65), p. 128. 但し、テクスターは随所で古代ギリシア・ローマの事例も引用している。
- (71) *Ibid.*, pp. 126-127.
- (72) *Ibid.*, p. 140.
- (73) *Ibid.*, pp. 52-65. これらの他、第二章、第二五節等を見よ。
- (74) *Ibid.*, pp. 80-85. 尚、この箇所では、オランダの完全な自由の獲得も合意によるものの例であるとされている。また、IPO第六条におけるスイスの取扱いに関しては、第三〇章第一六節でも触れられている。 *Ibid.*, p. 140.
- (75) *Ibid.*, pp. 65-68. 第二章では、この他にも第一四節で執行に関してIPOがブランデンブルク選挙侯に付与されたマグデブルク大司教領に関する権限が引用され、また第一九節では第三者の取扱いについて、「ドイツの講和文書の規定」(*Instrumenti pacis Germanicae provisio*) に言及されている。更に、同章第二五節及び第二九節、第二章第九節、第二章第三三節、第二五章第一二節、第二八章第三一節、第三〇章第五乃至五七節等でもウェストファリア条約の規定の援用や、「ドイツの講和文書」への言及が見られる。
- (76) *Ibid.*, p. 70. テクスターのウェストファリア条約評価の中で興味深い点の一つは、宗教問題を扱う第六章においては同条約に言及されていないことである。ここには、彼が同条約を宗教問題の解決として評価していないか、或いは

- は宗教問題が既に議論するに値しないと考えていることが反映されているのではないだろうか。 *Ibid.*, pp. 43-52.
- (77) *Ibid.*, pp. 85-86. 第一章では、更に、第一二乃至一四節においても「國家の安寧が最高の法」(*Salus Reipublicae, suprema lex esto*)と「事情変更」(*rebus ita stantibus*)と二つの原則との関連で) I P O 及び I P M の「基本法」(*lex fundamentalis*) として位置付けた議論が展開されている。 *Ibid.*, pp. 88-89.
- (78) R. Zouch, *Iuris et Iudicii fecialis, sive Iuris inter Gentes, et Quaestionum de eodem explicatio* (1650) (The Classics of International Law (Washington, D. C., 1911)).
- (79) *Ibid.*, pp. 57-60 et 64-65.
- (80) *Ibid.*, pp. 84-86. 但し、この節には設問の通し番号に誤りがあるため、実際には第一六問となる。
- (81) *Ibid.*, p. 89.
- (82) *Ibid.*, pp. 141-143.
- (83) 例えば、第二部第八節第二六問は「スウェーデン国王は武力をもって正当にドイツに侵入したのか」と題され、グスタフ・フリードリッヒの見解を説明している。 (*Ibid.*, pp. 143-145.) また、同部第一〇節「戦争が存在する者の間での違法行為を巡る諸問題について」(*De Quaestionibus Delicti inter eos quibuscum bellum est*) 第一問「戦争は宣戦を伴うことなく開始されるか」では、瑞国王が宣戦布告なしにドイツに侵入した事例が論じられている。 (*Ibid.*, pp. 183-184.)
- (84) テクスターの著書に関しては更に、「自由」という観念によって帝国等族が帝国から独立した存在となりつつあるとする見解も示されており、「主権」という文言ではないにしろ、それと同様の観念の存在が示されていると解することも可能であるかのように思われる。しかしながら、「自由」という観念は飽くまでも帝国国制の枠組みの中の問題であって、「主権」とは異なるものである。また、この点は、I P O 第六条 (I P M 第六一条) の所謂「スイス条項」における帝国からの「自由及び免除」の評価を巡る問題にも関連する。